



5月は軽自動車税の納期です 納期限5月31日(金)までに納めましょう

《原動機付自転車(原付)、軽二輪、小型二輪、小型特殊自動車》

車 両 区 分		年 税 額
原動機付自転車 (原付)	総排気量50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽2輪(125cc超250cc以下)		3,600円
2輪の小型自動車(250cc超)		6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他(フォークリフト等)	5,900円

《軽自動車(軽三輪、軽四輪)》

車 両 区 分	年 税 額		
	①平成27年3月31日 までに新規登録	②平成27年4月1日 以降に新規登録	③新規登録後13年超 (平成23年3月以前新規登録)
軽自動車4輪以上(乗用、自家用)	7,200円	10,800円	12,900円
軽自動車4輪以上(乗用、営業用)	5,500円	6,900円	8,200円
軽自動車4輪以上(貨物用、自家用)	4,000円	5,000円	6,000円
軽自動車4輪以上(貨物用、営業用)	3,000円	3,800円	4,500円
軽自動車3輪	3,100円	3,900円	4,600円

※新規登録とは、その車両が初めて車両番号の指定を受けることをいいます。

※①であっても③に該当する場合は、平成28年度から新税額が適用されています。 ※③は電気自動車等を除きます。

★ 減免申請について

減免申請をされる方は申請要件や必要書類等の案内がありますので、納付書が届いても納付しないで税務課へお問い合わせください。(納期限までに手続きをお願いします。)

★ 車検証の内容確認について

転居等による住所変更、所有者死亡などによる名義変更や婚姻等による氏名の変更など、車検証の記載内容に変更があった方は速やかに変更の手続きをお願いします。

★ クレジットカード、スマートフォン決済での納付の場合、納税証明書は発行されません。なお、車検時の軽自動車税の納付確認の電子化により、車検時の納税証明書提出は原則不要です。(※バイクは除きます。)

《 お問い合わせ | 税務課 軽自動車税係 | 098-998-9593 》

広告欄

毎日のお食事でお困りありませんか？

「お元気ですか？」の一言と
“5つの安心”をお届けします

- ① 365日・1食から、昼・夕配達可能
- ② 栄養バランスと食べやすさに特化
- ③ やわらか食・透析食など豊富な種類
- ④ 安否確認実施
- ⑤ 初回は無料でお試しOK

おかゆ・キザミ
無料対応♪



宅配クック123
沖縄南部店

受付時間：9時～18時 ☎098-852-4810



空地・空家の管理
売りたい・買いたい

不動産のお悩み！ご相談ください！！

LIXIL オーシャン開発株式会社
不動産ショップ ☎098-851-7200

令和6年度から 森林環境税の課税が始まります

町・県民税(均等割)課税の
方の税負担は変わりません

🌳 森林環境税・森林環境譲与税って何？

二酸化炭素(CO₂)の吸収・木材への炭素固定による温室効果ガス削減、土砂崩れなど災害の防止、水の浄化といった森林の機能をいかすには、しっかりと整備することが必要ですが、手入れ不足の森林が全国的に増えています。

このため、市町村が森林整備などを行う財源として、令和元年度から「森林環境譲与税」の譲与が始まっており、全国で森林の整備などの取り組みが行われています。

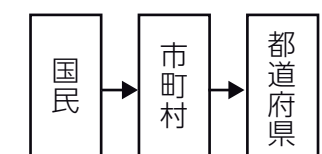
そして、令和6年度からは森林環境譲与税の財源となる「森林環境税」の課税が始まります。一人1,000円が徴収され、全国の市町村と都道府県に分配されます。

🌳 身近なところで活用されています！

本町では令和5年度に、森林環境譲与税3,862千円を活用し、八重瀬町スポーツ観光交流施設(具志頭サッカー場)のスタンドに木製ベンチを設置しました。その他県内ではこれまで、市町村の庁舎内の内装材やベンチ、学校や公共施設での木製品利用、イベントでの森林の役割の紹介や木工体験、森林整備などに活用されています。

森林環境税

年間1,000円を個人住民税に
上乗せして徴収



納税義務者 約6,200万人

森林環境譲与税

国から市町村と都道府県に譲与

市町村、都道府県

私有林人口面積
林業就業者数、人口により配分
森林整備、人材育成、木材利用、
普及啓発などの取り組みに活用

町・県民税均等割の改正イメージ

均等割の枠組みで徴収(令和5年度までの臨時特例分1,000円加算※が終了し、新たに1,000円課税)するため、町・県民税均等割が課税されている方の負担は変わりません。

※東日本大震災の教訓を踏まえた緊急防災・減災事業を推進するための加算(令和5年度で終了)

令和5年度まで	令和6年度から	
町民税均等割+臨時特例分 3,000円+500円=3,500円	森林環境税(国税)1,000円	創設
県民税均等割+臨時特例分 1,000円+500円=1,500円	町民税均等割 3,000円	町県民税均等割 (臨時特例分千円減)
	県民税均等割1,000円	

《 お問い合わせ | 税務課 | 098-998-9593 》

広告欄

お持ちの不動産を弊社が直接買取致します!!



直接買取
だから安心!

- ✓ 早めに売却したい
- ✓ 調査から売却まで
すべてお任せしたい
- ✓ 周りに知られたくない

お支払い最短
5日

仲介手数料
不要

訳あり
物件
相談可

軍用地
も対応

査定無料！お問合わせはこちら



てるまさリース TEL.098-943-4355

那覇市泉崎1丁目12番15号

平日9:00～17:00(土曜日・日曜日・祝日・年末年始はお休み)

スマホ
から

